





**均等法の相談内容は?**

半分がセクハラの相談内容のね  
しっかりした対策が必要だね

**Check!**

- 1 セクシャル・ハラスメントの内容と、それがあつてはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発する
- 2 財務組合  
相談窓口をあらかじめ定める
- 3 権限委託  
相談担当者は、微妙な場合であっても内容や状況に応じて適切に対応できるようにする
- 4 相談の申出があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認する
- 5 セクシャル・ハラスメントが生じた事実が確認でき場合は、行為者及び被害者に対する措置をそれぞれ分け適切に行う
- 6 再発防止に向けた措置を講ずる
- 7 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益取り扱いを行つてはならない旨を定め、周知・啓発する
- 8 派遣労働者は、派遣元・派遣先の事業主ともに対策が必要よ！
- 9 チェックリスト

**Check Point**

- 事業所にセクシャル・ハラスメント防止計画や防止マニュアルがあるか
- 労働組合として実態調査を行っているか
- 相談員も相談窓口などの役割を担っているか
- 相談員は、男女の双方で構成されているか
- 担当者に、相談のプライバシーを守ることを教育しているか(二次被害防止)
- 外部専門機関との連携の仕組みがあるか
- 被害にあった人が就労継続できるよう配慮しているか
- パートタイム労働者や派遣労働者も対象であることが周知されているか

**法律があるのを知っていますか?**

「働く女性」の妊娠・出産に関する法律の認知度

出典：連合「マタニティハラスメントに関する意識調査」2013年

**Check!**

**不利益取り扱いが禁止された具体的な事由**

- 1 妊娠したこと
- 2 出産したこと
- 3 母性健康管理の措置をとめること、または措置を受けたこと
- 4 岗内業務や危険有害業務の就業制限規定で業務に就けないと
- 5 産休の取得、育休の請求・取得をしたこと
- 6 岗内業務への転換を請求したこと、または転換したこと
- 7 時間外・休日・深夜労働の免除を請求したこと、または労働をしなかつたこと
- 8 青年時間帯を請求したこと、または取得したこと
- 9 妊娠・出産に起因する症状(つわり、初産産等)により労働の提供ができないこと、または能率が低下したこと
- 10 産休の取得、育休の請求・取得をしたこと
- 11 降格させる

**禁止されている不利益取り扱いの内容**

- 1 解雇する
- 2 契約の更新をしない
- 3 あらかじめ示された契約更新回数の上限を引き下げる
- 4 弁護士を確保したり、正社員を非正規社員にする
- 5 不利益な配置変更を行う
- 6 就業環境を害する
- 7 不利益な自宅待機を命じる
- 8 減給や、賞与等で不利な評価をする
- 9 弁護士の人事考課で不利益な評価を行ふ
- 10 不利益な配置変更を行ふ
- 11 退職を強要したり、後輩社員の役務の提供を拒む

**Check Point**

- 上記①～⑪の不利益取り扱いの禁止を労働協約に明記しているか
- 労使協議の議題に聞いて
- 妊娠・出産をした女性労働者に、上記①～⑪が行われた場合は、その理由を確認する
- 企業が派遣労働者の女性の交代を求めるか、受け入れを拒む場合は、その理由を確認する
- 妊娠・出産に理屈で障害されることがないうえ人事課題の点検・見直しについて協議する
- 妊娠・出産保護に際する労働協約の見直しと追加に聞いて
- 妊娠から申出がある場合は、軽易作業への転換を可とする
- 妊娠から出勤がない場合は、原則として、妊娠中の配置変動・異動は行わない
- 産後は、原則として、原則(原則相当額)に従事される
- 人材考課によって、産休は「休業していないもの」とみなす
- 有給の通常休暇を制度化する

**女性管理職の割合は?**

管理職に占める女性割合の推移 (企業規模100人以上)

資料出典：男女共同参画白書 2013年版

**Let's try!**

**数値目標と取り組み計画をたてる**

**女性の採用拡大**

- ◆会社内部で社内で活躍している女性を積極的に紹介
- ◆求人先に女性の多い学校、学年を含める
- ◆職場ごとに女性比率の数値目標を設定

**女性の職域拡大**

- ◆新たな職種に配置する女性の教育訓練
- ◆ひとつの部署に複数の女性を配置
- ◆涉外業務に配置する際の取引先への事前説明

**女性の管理職の増加**

- ◆女性が満たしやすい昇進、昇格条件の見直し
- ◆管理職候補の女性をリストアップし、個別に育成

**女性の勤続年数の伸縮**

- ◆法を上回る育児・介護休業制度、育児・介護短時間勤務制度の導入
- ◆休業後は職場復帰を支援するための講習実施
- ◆労働時間の短縮

**Let's try!**

**他にこんな取り組みも**

**メンター制度の導入**

**研修などへの参加**

**目標となる女性の紹介**

**Check Point**

- すべての働く人の問題だものね
- 有期契約労働者に制度の利用で不利益がないようする
- 労使で次世代育成支援の行動計画をつくる

**Let's try!**

**改正育児・介護休業法にあわせて労働協約を改訂する**

**子育て期間中の働き方の見直し**

- ◆3歳未満の子を育てる労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設ける
- ◆労働者からの請求があったときの所外労働の免除を制度化する
- ◆子の看護休暇制度を拡大する(小学校就学前の子が、1人なら年5日、2人以上なら年10日)
- ◆配偶者が事業主(夫)であっても育児休業を取得することができる制度とする

**職場点検とルール化に取り組もう！**

**仕事と介護の両立支援**

- ◆介護休業制度を創設する(要介護状態の対象家族が1人なら年5日、2人以上なら年10日)

**実効性の確保**

- ◆苦情処理・紛争解決の援助・調停の仕組みを創設する

**6時間 + おまけ + 6時間 = 2012年7月1日から、100人以下の企業にも適用されました**

**他にこんな取り組みも**

**育児・介護休業法**

**次世代育成支援対策推進法**

**Check Point**

- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定しているか
- 行動計画の内容と意義を從業員に周知しているか
- 男性の育児休業取得率について、数値目標を設定しているか
- 制度の対象は、有期契約労働者等も含めた職場全員の従業員であるか
- 「あるなん」マークの認定を取得した、または取得を計画しているか
- 次のステップへの検討を進めているか